

# 生活環境



荒川区役所  
3802-3111(代)



## 公害についての相談

- ◎騒音・悪臭・振動・大気汚染等の公害についての相談

問 環境課環境保全係  
(あらかわエコセンター3階) ☎内線 485

- ◎大気汚染情報

問 東京都大気汚染情報テレホンサービス  
☎ 5640-6880

- ◎隅田川で魚の浮上・油の流出事故等があった場合

問 環境課環境保全係  
(あらかわエコセンター3階) ☎内線 485

## 犬・猫関連の相談

日常生活上での、犬・猫に関わる動物愛護および排せつ物や鳴き声等の相談に応じています。

問 生活衛生課管理係(区役所北庁舎1階)  
☎内線 422

## 犬の登録・狂犬病予防注射

生後91日目以上の飼い犬は、必ず犬の登録をし、狂犬病予防注射を受け、囲いの中または綱や鎖でつないで飼うことになっています。登録方法(生涯に1度)は、生活衛生課に確認して、注射(毎年1度)は動物病院で行ってください。

犬が死んだり、犬の飼い主の変更や、飼い犬が人をかんだとき等、犬に関することは速やかに生活衛生課へご連絡ください。

問 生活衛生課管理係(区役所北庁舎1階)  
☎内線 422

## 猫の不妊・去勢手術費用の助成

### ◎猫を屋内で飼育している場合

不妊・去勢手術費用の助成を行っています。詳細は、お問い合わせください。

### ◎飼い主のいない猫の場合

対策事業の一つとして、不妊・去勢手術費用の助成等を行っています。団体登録をしたうえで活動していただく等、一定の要件があります。詳細は、お問い合わせください。

問 生活衛生課管理係(区役所北庁舎1階)  
☎内線 422

## 野生鳥獣等の関連相談

- ◎ハト等への給餌による不良状態に関する相談

- ◎ハクビシン・アライグマに関する相談

- ◎カラスの巣に関する相談

問 環境課環境推進係  
(あらかわエコセンター3階) ☎内線 483

- ◎防鳥用ネットの貸し出し

集積所のごみをカラス等の被害から防ぐために、ごみを覆うネットを貸し出します。

清掃リサイクル推進課作業係へお申し込みください。

問 清掃リサイクル推進課作業係  
(清掃リサイクル事務所2階) ☎内線 471

## ハチの生態と防除相談

ハチの生態と接し方の相談をお受けしています。スズメバチについては、巣の確認と除去を行っています。

問 生活衛生課環境衛生係(区役所北庁舎1階)  
☎内線 426

## 蚊・ハエとネズミの防除相談

### ◎蚊・ハエ

薬剤による駆除には、健康や環境への影響が懸念されます。ボウフラの発生源となる水がたまつたものを片付けたり、ごみ置き場の清掃をしたりする等、蚊やハエの発生しにくい環境整備にご協力ください。

蚊が大量に発生している場合等には、対応策を助言します。

### ◎ネズミ

ネズミ防除のパンフレットの配布や、捕獲器具の貸し出し等をしています。また、冬季に限り、殺鼠剤を配布しています。

問 生活衛生課環境衛生係(区役所北庁舎1階)  
☎内線 426

## 住まいの衛生の相談

住まいの高気密・高断熱化が進み、ダニ・カビ・結露等が発生しやすい住環境になっています。また、住宅の建材や家具、殺虫剤等から発生した化学物質で室内の空気が汚染されることがあります。生活衛生課では、住まいの衛生についての相談をお受けしています。

問 生活衛生課環境衛生係(区役所北庁舎1階)  
内線 426

## アスベストに関する相談

### ◎アスベストの処置・質問は

アスベストの処置や相談、事前調査の助成、工事等でのアスベストの処置に関する届け出は環境課へお問い合わせください。

問 環境課環境保全係  
(あらかわエコセンター3階) 内線 485

### ◎アスベストによる健康被害についての相談

アスベストによる健康被害が心配な方は、かかりつけ医に相談してください。健康被害の補償等に関する問い合わせは生活衛生課へ、健康相談については健康推進課へご相談ください。

問 生活衛生課公害保健係  
(区役所北庁舎1階) 内線 424

## 飲料水の相談

飲み水の給水方式には、直結給水方式と受水槽方式があります。受水槽方式は、水を一度タンクにためてから給水しています。

### ◎受水槽方式の衛生管理についての相談

問 生活衛生課環境衛生係(区役所北庁舎1階)  
内線 426

### ◎直結給水方式について

問 東京都水道局お客さまセンター ☎ 5326-1101

## 水道についての相談

水道に関するお申し込み、お問い合わせについては、水道局お客さまセンターへご連絡ください。

問 東京都水道局お客さまセンター

☎ 5326-1101

なお、メーター先から蛇口までの漏水を修繕する場合(有料)は、最寄りの東京都指定給水装置工事事業者(水道工事店)または工事事業者が運営する24時間対応のメンテナンスセンター(☎ 0120-850-195)へお申し込みください。

東京都指定給水装置工事事業者の一覧は、東京都水道局ホームページで検索できます。

東京都水道局ホームページアドレス

<https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/>

## 下水道についての相談

### ■下水道工事

下水道工事の騒音・振動・物件の損害等の問い合わせや苦情は、次へご連絡ください。

問 北部下水道事務所

☎ 5820-4385

問 第一基幹施設再構築事務所

☎ 3862-8384

### ■下水管の詰まりや臭気のときは

公道の下水管(溝を除く)と汚水ままで詰まったときや下水臭気が漂うときはご連絡ください。

問 北部下水道事務所荒川出張所

☎ 5615-2891

私道や宅地内の排水設備、水洗トイレが詰まったときは、総合設備メンテナンスセンターへご連絡ください(修繕は有料)。

「排水なんでも相談所(東京都指定排水設備工事事業者)」でも相談をお受けします。お近くの「排水なんでも相談所」は、東京都下水道局のホームページで検索できます。

問 総合設備メンテナンスセンター

☎ 0120-850-195

東京都下水道局ホームページアドレス

<http://www.gesui.metro.tokyo.jp/>

※道路上の雨水ますに関するお問い合わせは、次へご連絡ください

問 土木管理課維持みどり係

(区役所北庁舎2階) ☎ 3802-4892

### ■排水設備計画届出書が必要です

宅地内や私道の排水設備を新設・増設・改築するときは、排水設備計画届出書を提出してください。

問 北部下水道事務所お客さまサービス課排水設備担当

☎ 5820-4347

## 下水道へ流してはいけない汚水があります

下水排除基準を超えるおそれのある汚水を排出する工場または事業場は措置が必要です。

除害施設を設置・変更する場合は、事前に届け出を提出してください。

また、一定の施設（水質汚濁防止法で言う特定施設）を設置・増改築する場合も、計画の段階で事前に届け出を提出してください。

**問 北部下水道事務所お客さまサービス課水質規制担当**

☎ 5825-4172

## 工場の設置・変更

工場を設置または変更するときは、環境課へ必ず工場設置・変更認可申請をしてください。また、工場を廃止するときは、工場廃止の届け出をしてください。

※環境保全・公害に関するパンフレットやリーフレットが窓口にありますので、ご利用ください

**問 環境課環境保全係**

(あらかわエコセンター3階) ☎ 内線 485

## 電気・ガス・電話

### ■電気のこと

**問 東京電力エナジーパートナー株式会社**  
カスタマーセンター ☎ 0120-995-001

### ■ガスのこと

**問 東京ガスライフバル荒川** ☎ 5828-9434  
**問 東京ガスお客さまセンター**

☎ 3344-9100

### ■電話のこと

**問 NTT東日本**

☎ 116

## 交通安全対策

区内で発生する交通事故では、自転車・高齢者・子どもが関係する事故の割合が高くなっています。

区では、交通事故を未然に防ぎ、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、次の事業に取り組んでいます。

### ■自転車安全利用講習会

主に小学生を対象に、警察署と連携して、自転車の交通ルールやマナーに関する講義・実技の指導を行っています。また、電動アシスト自転車講習会も同時に開催しています。

### ■保護者向け交通安全教室

区内の保育園や幼稚園等の保護者を対象に、自転車の交通ルールやマナーに関する講習を行います。

### ■自転車保険（TSマーク）加入促進事業

自転車の保険加入や点検整備を促進するため、区内の自転車安全整備店で、自転車の点検整備を受け、TSマーク付帯保険に加入した区民の方に、図書カード等を交付します。

### ■高齢者の運転免許証自主返納の支援事業

運転に不安がある高齢者の免許返納を促進するため、免許を返納・失効し、運転経歴証明書を取得した65歳以上の区民の方に、図書カード等を交付します。

**問 生活安全課交通安全係**

(区役所分庁舎2階) ☎ 3802-3067

## 自転車駐車場・自転車置場

放置自転車対策および自転車の利用環境の向上を図るため、駅周辺に自転車駐車場や自転車置場を設置しています。

### ■自転車駐車場

自転車駐車場では、定期利用と一時利用ができます。定期利用は、事前登録が必要です。申し込み方法等の詳細は、下記ホームページをご確認ください。

### ホームページアドレス

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a042/koutsuu-bus/churinjou/tyusyajyoannai.html>



### 自転車駐車場一覧

名称	所在地	利用時間
南千住駅東口自転車等駐車場	南千住4-1-2	24時間開放
センターまちや自転車駐車場	荒川17-50-9	午前4時30分～翌日午前1時30分
三河島駅前自転車駐車場	西日暮里1-6-20	24時間開放（機械式駐車場を除く）
日暮里駅前自転車駐車場	西日暮里2-24-2	午前4時30分～翌日午前1時30分

## 自転車駐車場使用料

### ◎定期利用

#### 自転車

		1か月		3か月		6か月	
		一般	学生	一般	学生	一般	学生
南千住駅東口 (3階以外) センターまちや 日暮里駅前 三河島駅前	荒川区民	2000円	1400円	5400円	3800円	1万200円	7200円
	区民以外	3000円	2100円	8100円	5700円	1万5300円	1万800円
南千住駅東口 (3階)	荒川区民	1400円	1000円	3800円	2700円	7200円	5100円
	区民以外	2100円	1500円	5700円	4100円	1万800円	7700円

#### 原動機付自転車(南千住駅東口自転車等駐車場)

	1か月	3か月	6か月
荒川区民	3000円	8100円	1万5300円
区民以外	4500円	1万2200円	2万3000円

### ◎一時利用（1日1回の料金）

#### ①自転車

利用時間	料金
2時間以内	無料
2時間から8時間まで	100円
8時間超～	200円

#### ②原動機付自転車(50CC以下)

利用時間	料金
8時間以内	150円
8時間超～	300円

問 南千住駅東口、センターまちや、日暮里駅前自転車駐車場指定管理者コールセンター

☎ 0120-520-230

問 三河島駅前管理事務所 ☎ 3806-3192

#### ■自転車置場

自転車置場では年度利用（4月から翌年3月まで）と一時利用ができます。年度利用は、事前登録が必要です。申し込み方法等の詳細は、下記のホームページをご確認ください。

#### ホームページアドレス

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a042/shisetsuannai/topicks/jitensya.html>



### ◎年度利用

	名称	所在地
南千住	南千住第1自転車置場	南千住2-34
	南千住第4自転車置場	南千住2-33
町屋	京成駅前自転車置場	荒川7-40(鉄道高架下)
	自然公園自転車置場	荒川8-32
西日暮里	西日暮里第2自転車置場	西日暮里5-22
	西日暮里第3自転車置場	西日暮里5-37
	道灌山通り第1自転車置場	西日暮里3-5
二ノ輪	南千住二丁目自転車置場	南千住2-4
熊野前	熊野前自転車置場	東尾久3-37
赤土小学校前	赤土小学校前自転車置場	東尾久4-7

### ◎年度登録手数料

荒川区民 3300円 区民以外 6600円

問 土木管理課自転車対策係

(区役所北庁舎2階) ☎ 3802-4420

### ◎一時利用

	名称	所在地
西日暮里	西日暮里自転車置場	西日暮里5-38(鉄道高架下)
	西日暮里第四自転車置場	西日暮里5-28(鉄道高架下)

### 利用料金

名称	利用時間	料金
西日暮里自転車置場	2時間以内	無料
西日暮里第四自転車置場	2時間以上12時間毎	100円
	1日貸	150円

問 西日暮里自転車置場

西日暮里自転車置場運営事業者コールセンター

☎ 0120-356-621

西日暮里第四自転車置場アイキューソフィア株式会社

☎ 050-3539-5061

## 放置自転車

### ◎放置自転車の撤去

南千住・町屋・日暮里・西日暮里・三河島・熊野前・赤土小学校前駅周辺を自転車や原動機付自転車の放置禁止区域に指定しています。禁止区域に放置された自転車等は即日撤去します。

### ◎撤去された自転車等の返還

三河島自転車保管場所 (JR三河島駅ホーム下) に保管しています。引き取りには、免許証等の本人を確認できるもの、鍵、撤去手数料 (自転車5000円、原動機付自転車7500円) が必要です。

問 放置自転車対策コールセンター ☎ 4530-3832

## あらかわエコセンター

あらかわエコセンターは、環境先進都市を目指して、環境学習や環境ビジネス等の環境政策を総合的に推進するとともに、区民等の環境活動の拠点となる施設です。太陽光発電や雨水利用、屋上緑化等環境に配慮した機能を備えています。

### 主な施設および設備

- ・環境学習のための情報提供コーナー
- ・エアロバイク発電体験
- ・LED・白熱電球等比較装置
- ・太陽焦熱炉

**開館時間** 午前9時～午後5時

**休館日** 土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

### 研修室および実習室の貸し出し

環境に関する講習会や団体の活動をする方を対象に、研修室等の貸し出しを行っています。

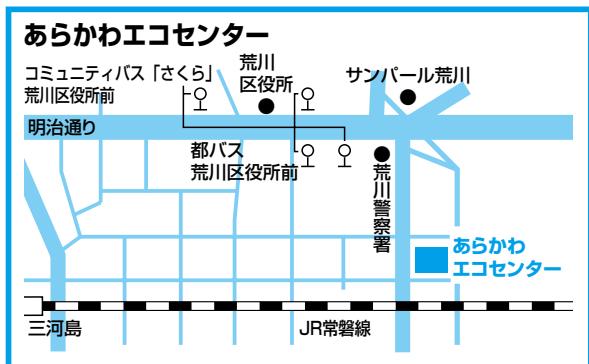
貸し出しには、環境保全に関する活動を行う団体として、あらかじめ団体登録が必要です。ご相談ください。

**利用時間** 午前9時～午後5時（12月29日～1月3日を除く）

※飲酒・喫煙・火気の使用はできません

### 問 環境課環境計画係

（あらかわエコセンター3階）**内線 486**



## 環境に配慮した機器等への助成

地球温暖化につながる温室効果ガスの削減に配慮した省エネルギー・創エネルギー機器等を設置した区民・事業者・管理組合に対し、購入費用の一部を助成します。詳細は荒川区ホームページをご覧ください。（助成項目）太陽光発電システム、燃料電池装置、蓄電システム、高断熱窓・高断熱ドアへの改修、節水トイレへの改修、宅配ボックス、省エネエアコン、省エネ冷蔵庫、直管型LED照明器具への改修、ZEH等購入

### 問 環境課環境推進係

（あらかわエコセンター3階）**内線 482**

## ごみ・資源のこと

### ■燃やすごみ・燃やさないごみ等の分け方・出し方

ごみは、決められた集積所・曜日・時間（早朝～午前8時）に出してください。また、リサイクルできるものはごみとせず、資源として出してください。※収集曜日は、集積所の看板等で確かめてください

		種類と出し方
燃 や す ご み (週 2 回)		台所の生ごみ、資源回収に出せない紙くず、紙おむつ、生理用品、衣類、汚れているプラスチック類、ゴム、皮革製品等 ※中身が見える袋に入れる ※生ごみはよく水を切る ※竹串等の鋭利なものは、紙に包んで「キケン」と表示し、別の袋で出す ※紙おむつ等の汚物は取り除く ※多量の場合は有料（45㍑の袋で1回3袋まで無料）
燃 や さ ない ご み (月 2 回)		金属、ガラス・陶磁器、傘等 ※中身が見える袋に入れる ※ガラスや針・刃物等、鋭利なものは厚手の紙に包んで「キケン」と表示する ※蛍光灯や電球は購入時の箱等に入れる ※スプレー缶、カセットボンベ、ライターは最後まで使い切る（穴開けは不要。「キケン」と表示し別の袋で出す） ※ボタン電池は、協力店の回収ボックスへ
プラ ス チ ック (週 1 回)		プラマークのついているプラスチック、プラマークはないがプラスチックのみで出来ているプラスチック（ペットボトルのキャップやラベル、ビニール袋、お菓子の袋、詰め替え等の袋、錠剤等のフィルム、調味料・洗剤等の容器・卵パック・弁当・カップ麺の容器、ラップ、歯ブラシ、ハンガー、CD・DVDケース等） ※汚れているものは、水で軽くすすぐか、拭き取ってください ※汚れが落とせない場合は、燃やすごみで出してください ※袋を二重にして出さないでください ※最大辺が30cmを超えるものは、粗大ごみで出してください
資源		ペットボトル、発泡スチロール製食品用トレイ、飲食用のびん・缶、新聞・段ボール・雑がみ等は資源です。

### ■家庭ごみの戸別収集

家庭ごみを自身で集積所へ持ち出すことが困難で、以下のいずれかに該当し、他の方の協力が得られない世帯を対象に、現地調査等の結果を踏まえ、ごみの戸別収集を実施します。

- ・高齢者（65歳以上の方のうち、要介護2以上の認定を受けている、またはこれと同等の状態にあると認められる方）のみで構成されている世帯
- ・障がい者（身体・精神2級以上、愛の手帳を所持している方）のみで構成されている世帯

### 問 清掃リサイクル推進課作業係

（清掃リサイクル事務所2階）**内線 471**

### ■粗大ごみ

家庭から出る粗大ごみ（一辺が30cmを超える家具、布団等）は有料です。日曜日・祝日も収集しています。申し込みは粗大ごみ受付センターで行っています。

粗大ごみは、申し込みの際にお伝えする料金分の荒川区粗大ごみ処理券（区内商店やスーパー・マーケット、コンビニエンスストア等の取扱店で販売）を購入し、粗大ごみに貼って、収集日の午前8時までに、自宅前（集合住宅の場合は指定された場所）に出してください。ただし、事業系の粗大ごみは収集できません。

※生活保護・児童扶養手当・特別児童扶養手当・老齢福祉年金等を受給している方は、申請により、粗大ごみ処理手数料が免除されます

## 問 粗大ごみ受付センター

### ◎電話での申し込み

※月～土曜日、午前8時～午後7時

☎ 6420-3353 (さあ みんなで ごみ減らそう)

### ◎インターネットでの申し込み〈24時間〉

<https://www2.sodai-web.jp/arakawa/index.html>

## ■粗大ごみの運び出し

粗大ごみを屋外に自分で運び出すことが困難で、区内に65歳未満の親族が住んでない等、協力が得られない場合、以下のいずれかに該当する世帯を対象に運び出しを行います。

- ・65歳以上の方のみで構成されている世帯
- ・身体に障がいを有する方のみで構成されている世帯

## ■エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫・保冷庫・冷温庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電製品は収集しません

製品を購入した小売店または収集運搬の専門業者に引き取りを依頼してください。販売店が分からぬ場合は、家電リサイクル受付センター（☎ 0570-087200）へご連絡ください。

引き取りに際し、下表の収集運搬料金とリサイクル料金が必要です。

品目	リサイクル料金(税込)	収集運搬料金
エアコン	990円	
ブラウン管式テレビ	15型以下1320円～ 16型以上2420円～	
液晶・有機EL プラズマ式テレビ	15型以下1870円 16型以上2970円	収集・運搬料金は、各小売店等が決めて公表しています
冷蔵庫・冷凍庫 保冷庫・冷温庫	170L以下3740円 171L以上4730円	
洗濯機 衣類乾燥機	2530円	

※リサイクル料金は、これまでに公表されている大手メーカーの料金です。小売店や収集運搬業者に引き渡す以外に、家電メーカーが指定した「指定引取場所」に直接持ち込む場合には、収集運搬料金が無料になります。

## ■パソコン

区では収集を行っていません。家庭で不要になったパソコンは、各メーカーに回収を申し込んでください。なお、メーカーがわからない場合は、次の事業者に回収を申し込んでください。

問 パソコン3R推進協会 ☎ 5282-7685

問 リネットジャパンリサイクル株式会社

☎ 0570-085-800

## ホームページアドレス

<https://www.renet.jp>

## ■多量に出るごみ（臨時ごみ）

引っ越し等で一度に多量（45ℓの袋で1回に3袋を超える量）に出るごみは有料になります。

事前に清掃リサイクル推進課作業係にお申し込みください。

## ■犬・猫等の死体収集は

犬・猫等の動物の死体は、原則として飼い主が対応することになっています。次の場合には、清掃リサイクル推進課作業係が収集を行います（午後4時まで受け付けます）。

- ・飼い主から収集を依頼された場合は、重量25kg未満の動物は手数料が一体につき2600円掛かります。25kg以上の動物は業者を案内します。
- ・土地建物の占有者から、飼い主不明の動物死体の収集を依頼された場合
- ・道路・公園等に飼い主不明の動物死体が放置されている場合

※私有地へ立ち入っての収集はできません

## ■ごみとして収集できないもの

次のものは、区では収集できません。専門の処分業者に回収を依頼してください。回収先が分からぬ場合は、清掃リサイクル推進課作業係へご相談ください。

**収集できないもの** 消火器、業務用機器、耐火金庫、オートバイ、タイヤ、バッテリー、ピアノ、医療用ベッド、薬品、塗料、感染性廃棄物、ガスボンベ、石油類（ガソリン、灯油等）、印刷用インク、ブロック、土、建築資材、解体していない物置等

※不法投棄は法律で罰せられます

## ■不法投棄

不法投棄は5年以下の拘禁刑もしくは1000万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。なお、不法投棄を発見したら以下へお電話ください。

不法投棄場所	連絡先	電話番号
ごみ集積所	清掃リサイクル推進課 作業係	3802-3111 (内線471)
資源回収場所	清掃リサイクル推進課 啓発指導係	3802-3111 (内線449)
区道	土木管理課占用係	3802-3111 (内線2714・ 2715)
都道 (明治通り、尾久橋通り、尾竹橋通り、小台通り、道灌山通り等)	東京都第六建設事務所	3882-1264
国道（日光街道）	東京国道事務所 龜有出張所	3600-5541
区立公園	土木管理課 維持みどり係	3802-3111 (内線2757)
尾久の原公園	尾久の原公園サービス センター	3819-8838
汐入公園	汐入公園サービス センター	3807-5181

※私有地内の不法投棄は行政では対応できません。

所有者の責任により処理をしてください。

## ■事業系のごみ・資源の出し方

お店や会社等の事業活動（業務）から出た事業系ごみや資源は、事業者の責任で処理することになっています。

○少量のごみ（45㍑の袋で1回3袋までを目安）で事業者が処理することが困難な場合には、袋の大きさ（容量）に応じた有料シールをそれぞれに貼り、決められた収集日に集積所へ出してください（有料シールが貼られない場合や、容量に対して金額が足りない場合、多量な場合には他のごみが収集できないため、ごみを残すことがあります）

○事業系資源は、登録制になっています。登録された事業者は、決められた収集日に有料シールを貼り、お店や会社、事業所の前に出してください。詳細は、清掃リサイクル推進課作業係へお問い合わせください

※有料ごみ処理券は「有料ごみ処理券取扱所」の表示がある区内商店、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等の取扱店で販売しています

## ■清掃工場への持ち込みごみ

事業活動（業務）で一時に多量のごみが出たときには、清掃工場へ直接ごみを持ち込むことができます。手数料は1kgにつき17円50銭です。詳細は、清掃リサイクル推進課作業係へお問い合わせください。

※粗大ごみや家庭から出されるごみは持ち込めません

## ■廃棄物保管場所等の設置届

条例に基づき、大規模建築物で延べ床面積1000m<sup>2</sup>以上または15戸以上の建物等には、廃棄物保管場所・再利用対象物保管場所の設置が定められています。設計する際には、届け出が必要です。また、1000m<sup>2</sup>未満の建物を設計する際には、ごみの保管場所やごみ集積所等について清掃リサイクル推進課作業係への事前協議が必要ですので、必ずご相談ください。

### 問 清掃リサイクル推進課作業係

（清掃リサイクル事務所2階）

荒川区町屋5-19-1 会内線 471

## 資源やりサイクルのこと

### ■資源の出し方

資源は、資源回収場所へ決められた回収日の朝8時までに出てください。レジ袋等から出して品目別に専用の容器に入れてください。

資源回収場所（回収日の朝にコンテナやネット等専用の回収容器があります）は、ごみ集積所とは異なります。

※回収日、回収場所が不明な場合は、清掃リサイクル推進課啓発指導係へお問い合わせください

### 品目と出し方

- 新聞、雑誌類、段ボール、紙パックは種類別にひもで束ねる
- 上記以外の紙類（雑がみ）は紙袋の中に包装紙や紙箱を入れひもで束ねる
- びん、缶、ペットボトルは、ふたを外して軽くすすぐ（ペットボトルは、なるべくラベルもはがしてつぶす）
- 発泡スチロール製食品用トレイは、シールやラップ類を取り除き、軽く洗う
- 油が付着している容器は、洗わずにごみ収集に出てください
- そのまま着用できる衣類・ハンカチ・タオル・シーツ（いずれも洗濯済み）等の古布は、中の見える袋に入れ「古布」と表示する（雨天時は出さない）

## ■リサイクル活動への支援

### ○資源回収への支援

#### ○集団回収

資源を回収している区内の町会、自治会、PTA、高年者クラブ等のリサイクル推進団体に、報奨金や活動に必要な物品の支給等の支援を行っています。

#### ○集団回収事業

区が行っている資源回収を停止し町会の集団回収だけで資源の回収を実施するもので、町会に、報奨金や回収支援金等の支援を行っています。

### ■推進事業

#### ◎フリーマーケット

家庭で不用になった日用品等を持ち寄り有効活用を図るとともに、楽しく交流できる場です。10月、3月の開催を予定しています。

#### ◎フードドライブ

家庭に眠っている食品を持ち寄り、必要とする人へ提供することにより、食べられずに捨てられてしまう食品を減らす取り組みです。荒川区では、荒川区社会福祉協議会を通し、子どもの居場所・子ども食堂やNPO団体等へ提供しています。贈答品や備蓄用食品の買い替え等、使い切れない食品の提供にご協力ください。

**対象食品** 未開封で賞味期限が2か月以上残っている食品(レトルト食品、缶詰、調味料、乾麺、ペットボトル飲料、離乳食等)、米(2か年以内に国内で収穫したもの)

※生鮮、冷蔵・冷凍食品を除く

#### ○フードドライブ常設窓口

清掃リサイクル事務所、あらかわりサイクルセンター、あらかわエコセンター、ゆいの森あらかわ、各図書館・サービスステーション、各ふれあい館、子ども村：中高生ホッピステーション、アクト21

#### ◎あら！もったいない協力店

食品ロス削減に取り組むお店を「あら！もったいない協力店」として募集しています。登録すると、区報やホームページ等でお店をPRします。飲食店・小売業を営むお店は、ぜひ、応募してください。

#### ◎不用品情報「リサイクルひろば」

家庭で不用となった生活用品等を有効活用するため、不用品の情報を提供しています。

不用品の情報は、区民事務所やひろば館に掲示しているほか、荒川区ホームページにも掲載しています。なお、不用品提供の登録は、隨時受け付けています。

#### 問 清掃リサイクル推進課啓発指導係

(清掃リサイクル事務所2階)

内線449

### ■拠点回収

#### ◎使用済小型家電の回収

区役所、あらかわりサイクルセンター、あらかわエコセンター、アクト21、ゆいの森あらかわ、各ふれあい館で使用済小型家電を回収しています。回収品目は、携帯電話(スマートフォン・タブレット端末を含む(タブレットPCを除く))、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機、電子辞書、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、電卓、ACアダプター、ポータブルカーナビの9品目です。

### ◎蛍光管、水銀体温計・水銀血圧計の回収

あらかわりサイクルセンター、あらかわエコセンター、清掃リサイクル事務所、尾久・日暮里区民事務所、ゆいの森あらかわ、各図書館で回収しています。

#### ○蛍光管(直管型、丸管型、電球型)

購入時の箱等に入れ、割れないように持参してください。

#### ○水銀体温計・水銀血圧計

※ゆいの森あらかわを除く

#### ◎廃食油の回収

あらかわりサイクルセンター、あらかわエコセンター、清掃リサイクル事務所、尾久・日暮里区民事務所、ゆいの森あらかわ、各図書館で回収しています。

#### ○廃食油(使用済み・賞味期限切れの食用油)

できるだけかすを取り除き、ペットボトル等に入れて密封して持参してください。

※事業活動によるものを除く

#### 問 清掃リサイクル推進課

リサイクルセンター係 ☎ 3805-9172

#### ◎小型充電式電池(リチウムイオン電池等)・小型充電式電池内蔵製品の回収

清掃リサイクル事務所、あらかわりサイクルセンター、あらかわエコセンター、ゆいの森あらかわで回収しています。

※膨張しているものは、清掃リサイクル事務所2階へお持ちください

#### 問 清掃リサイクル推進課作業係 内線471

#### 問 清掃リサイクル推進課啓発指導係 内線449

## あらかわりサイクルセンター

あらかわりサイクルセンターは、資源循環型社会を目指して、分別排出された資源を長期的かつ安定的に中間処理するとともに、その処理工程の見学や体験学習等の普及啓発を行う、リサイクルを推進する拠点施設です。

#### 主な施設および設備

- ・資源中間処理設備機器
- ・処理工程見学通路
- ・清掃リサイクル学習用研修室
- ・リサイクル体験工房等
- ・清掃リサイクル情報提供スペース

開館時間 午前8時30分～午後5時

休館日 曜日、年末年始(12月31日～1月3日)

#### 問 清掃リサイクル推進課

リサイクルセンター係 ☎ 3805-9172



## 道路のこと

### ■道路を占用（使用）するときは

建築足場、仮囲い、袖看板等で道路を占用（使用）するときは、道路占用と使用の許可が必要です。

※法令により、許可できないものもあります

#### ○道路占用許可の申請等

- 問 区道…土木管理課占用係  
(区役所北庁舎2階) ☎ 3802-4872
- 問 都道…東京都第六建設事務所管理課占用担当  
担当 ☎ 3882-1232
- 問 国道…国土交通省東京国道事務所龜有出張所  
☎ 3600-5541

#### ○道路使用許可の申請等

所轄の警察署交通課へお問い合わせください。

- 問 荒川警察署 ☎ 3801-0110
- 問 南千住警察署 ☎ 3805-0110
- 問 尾久警察署 ☎ 3810-0110

### ■区道の幅員について

家屋を新・改築するとき等、区道の幅員については、荒川区地図情報でご確認ください。

#### 荒川区地図情報ホームページ

<http://www2.wagmap.jp/arakawa/Portal/>

- 問 土木管理課台帳係 (区役所北庁舎2階)  
☎ 3802-4731

### ■道路が破損しているときは

舗装、ガードレール、カーブミラー等が破損しているとき、または誤って破損したときは、次へご連絡ください。

- 問 土木管理課維持みどり係  
(区役所北庁舎2階) ☎ 3802-4892

### ■街路灯・街路樹については

街路灯が消えているときや新設のご相談、街路樹についてのお問い合わせは、次へご連絡ください。

#### 問 街路灯…土木管理課設備係

(区役所北庁舎2階)

☎ 3802-4472

#### 問 街路樹…土木管理課維持みどり係

(区役所北庁舎2階)

☎ 3802-4482

※都道、国道に関するお問い合わせは、次へご連絡ください

#### 問 都道…東京都第六建設事務所荒川工区

☎ 3892-1374

#### 問 国道…国土交通省東京国道事務所龜有出張所

☎ 3600-5541

### ■私道の整備については

幅員1.2m以上で公道等に連絡している私道の排水施設等の整備を予定しているときは、区で工事を受託する形で、工事費用の一部を助成する場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

#### 問 土木管理課維持みどり係

(区役所北庁舎2階) ☎ 3802-4892

## 屋外広告物

看板・広告板・はり札・はり紙等の屋外広告物の掲出には、許可が必要な場合がありますので、お問い合わせください。

#### 問 土木管理課占用係 (区役所北庁舎2階)

☎ 3802-4872